

先着順による市有財産売却基準について

市有財産の有効活用を図るため、一般競争入札を通じて、遊休地を売却処分してきましたが、入札参加者がなく契約に至らなかったため、先着順により随時市有財産の売却を実施する。

1. 売却方法

一般競争入札において、入札参加者又は落札がない物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第8号に規定する随意契約とするもの。

2. 申込者の資格

個人及び法人とし、連名による申し込みは可能とする。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みすることはできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する者
- (4) 市税等の滞納がある者

3. 売却価格

売買物件の売却価格は、一般競争入札において入札参加者がいない物件及び落札がない物件については、当該入札における予定価格以上の価格とする。

4. 受付期間

売却可能な期間は、当該財産の一般競争入札の日の翌日又は入札への参加者がいないことが明らかとなった日の翌日からとし、売却物件ごと任意に定める。

5. 契約条件

- (1) 売買物件を、所有権が移転した日の翌日から5年間、指定用途に供されなければならない。
- (2) 売買物件の一部、又は全部について、やむを得ない理由により指定用途の変更又は解除する必要がある場合若しくは所有権が移転した日の翌日から5年間が経過する以前に所有権を第三者に移転する場合には、詳細な理由を記載した書面により市に申請し、その承認を得なければならない。
- (3) 売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員の活動のために利用する等、公序良俗に反する施設の用に供してはならない。
- (4) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並び

にこれらに類する施設の用に供してはならない。

- (5) 所有権を第三者に移転する場合には、第三者に対して、前各号の規定の条件を継承させるよう努めなければならない。

6. 申込方法

市有財産譲渡申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて提出すること。

連名で購入する場合は、必要書類は連名者全員分を提出すること。

申込み受付時、同一物件で複数人の有資格者から同時に提出された場合は、くじ引きにより決定する。

【必要書類】

(個人)・住民票抄本 ・印鑑登録証明書

・本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

・納税証明書または未納がない証明（最新のもの）

(法人)・法人登記事項全部証明書 ・印鑑証明書

・納税証明書または未納がない証明（最新のもの）

※証明書発行後3か月以内のもの

【受付】場所 鹿角市役所総務部財政課管財地籍班（本庁舎2階）

時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く）

7. 契約及び登記について

・契約締結

(1) 売買契約は、決定通知の日から5日以内に締結する。

(2) 契約締結までに契約保証金として、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を納入する場合は、契約保証金の納付とみなす。なお、売買代金は、契約締結日から30日以内に納付するものとする。

(3) 契約保証金には、利息は付さない。

(4) 契約者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は市に帰属する。

・所有権の移転等

(1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとする。

(2) 所有権移転登記は、売買代金完納後に市が代行する。

(3) 売買契約に添付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は契約者の負担とする。

8. 物件の引き渡し

売買物件の引き渡しは、売買代金の全額が支払われた日とする。

9. 留意事項

- (1)物件の現場説明会を行わないこと。
- (2)物件の引渡しは現状のまま行うこと。
- (3)敷地内に工作物等があり支障となる場合は、手続等は契約者が行うこと。
- (4)物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていないこと。

10. お問い合わせ先

鹿角市役所 総務部財政課管財地籍班 TEL 0186-30-0210
FAX 0186-30-1122